

○新発田市景観条例施行規則

平成20年 5 月30日

規則第35号

改正 平成23年11月14日規則第52号

平成28年 3 月15日規則第16号

平成30年 7 月10日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び新発田市景観条例（平成20年新発田市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものをいう。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 石油類、ガス類、穀物、飼料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- (6) 擁壁
- (7) 遊園地等の遊戯施設（ウォーターシュート・コースター、メリーゴーラウンド、飛行塔等をいう。）
- (8) クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- (9) 処理施設（汚物処理場及びごみ焼却場をいう。）
- (10) 立体駐車場
- (11) 門、塀、垣（生垣を除く。）及びさく
- (12) 自動販売機

(平成28規則16・一部改正)

(住民等による提案)

第3条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・

環境省令第1号。以下「景観計画省令」という。)第4条に規定する提案書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項に規定する提案書には、景観計画省令第4条各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 景観計画省令第4条第1号に規定する景観計画の素案の対象となる土地の区域（以下「計画提案区域」という。）を示す図面で縮尺2500分の1以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 景観計画省令第4条第1号に規定する景観計画の素案には、法第8条第2項各号、第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び第4項各号に掲げるもののほか、次に掲げる内容を記載するものとする。

(1) 計画提案区域の概況

(2) 計画提案に係る届出対象行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 景観計画省令第4条第2号に規定する書類は、別記第2号様式によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 計画提案区域の地籍図

(2) 計画提案区域の土地所有者等の一覧表

(3) 計画提案区域内の土地の登記事項証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平成23規則52・一部改正)

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合に採るべき措置)

第4条 法第14条第1項の規定による通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第5条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「施行省令」という。）第

1条第1項による届出書は、別記第4号様式によるものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記第5号様式により行うものとする。

3 前項に規定する変更届出書には、施行省令第1条第2項各号及び条例第10条各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、法第16条第1項の規定による届出に添付された図書と記載内容が同一のもの及び市長が添付する必要がないと認める図書は、省略することができる。

(勧告又は命令)

第6条 法第16条第3項又は同法第17条第1項若しくは第5項に規定する勧告又は命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 勧告書 別記第6号様式
- (2) 変更等命令書 別記第7号様式
- (3) 原状回復命令書 別記第8号様式

(国の機関又は地方公共団体の行う行為の通知)

第7条 法第16条第5項の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

2 前項に規定する通知書には、施行省令第1条第2項各号及び条例第10条各号に掲げる図書を添付するものとする。

(変更命令等を行うことができる期間の延長の通知)

第8条 法第17条第4項の規定による通知は、別記第10号様式により行うものとする。

(変更命令等に伴う報告)

第9条 法第17条第7項に規定する報告書は、別記第11号様式によるものとする。

(立入検査又は立入調査をする者の身分を示す証明書)

第10条 法第17条第8項に規定する証明書は、別記第12号様式によるものとする。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第11条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、別記第13号様式により通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第12条 施行省令第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する提案書は、別記第14号様式によるものとする。

2 施行省令第7条第1項第3号に規定する書類は、別記第15号様式によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 提案する建造物と一体となって良好な景観を形成している土地の地籍図
- (2) 提案する建造物の所有者等の一覧表
- (3) 提案する建造物の建物及び土地の登記事項証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観重要建造物として指定しない場合の通知)

第13条 法第20条第3項の規定による通知は、別記第16号様式により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第14条 法第21条第1項の規定による通知は、別記第17号様式により行うものとする。

2 法第21条第2項に規定する標識は、別記第18号様式によるものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第15条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、別記第19号様式による申請書正副2通に、施行省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときは、別記第20号様式の許可書に前項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の規定により現状変更を許可しない場合は、別記第21号様式により、申請者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う景観重要建造物の現状変更の協議)

第16条 法第22条第4項の規定による協議は、別記第22号様式により行うものとする。

2 前項に規定する協議書には、施行省令第9条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第17条 条例第16条の規定による届出は、別記第23号様式の届出書に、景観重要建造物の滅失又はき損状況の写真を添付して行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第18条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、別記第24号様式により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第19条 施行省令第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号。以下「樹木省令」という。）第2条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、別記第25号様式によるものとする。

2 施行省令第12条第1項第3号及び樹木省令第2条第1項第3号に規定する書類は、別記第26号様式によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 提案する樹木が存在する土地の地籍図
- (2) 提案する樹木が存在する土地の所有者の一覧表
- (3) 提案する樹木が存在する土地の登記事項証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観重要樹木として指定しない場合の通知)

第20条 法第29条第3項の規定による通知は、別記第27号様式により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第21条 法第30条第1項の規定による通知は、別記第28号様式により行うものとする。

2 法第30条第2項に規定する標識は、別記第29号様式によるものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第22条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、別記第30号様式による申請書正副2通に、施行省令第14条第2項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、許可をするときは、別記第31号様式の許可書に前項に規定する申請書の副本を添えて交付するものとする。

3 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定により現状変更の許可をしない場合は、別記第32号様式の通知書により、申請者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う景観重要樹木の現状変更の協議)

第23条 法第31条第2項において準用する法第22条第4項の規定による協議は、別記第33号様式により行うものとする。

2 前項に規定する協議書には、施行省令第14条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第24条 条例第21条の規定による届出は、別記第34号様式の届出書に、景観重要樹木の滅失、枯死又はき損状況の写真を添付して行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第25条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、別記第35号様式により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第26条 法第43条の規定による届出は、別記第36号様式により行うものとする。

2 前項に規定する届出書のうち、景観重要建造物に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地又は建物の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第1項に規定する届出書のうち、景観重要樹木に係る届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 所有者の変更に係る土地の登記事項証明書

(2) 土地の分筆又は合筆を伴う場合は、地籍図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(台帳)

第27条 法第44条に規定する台帳は、景観重要建造物にあつては別記第37号様式に、景観重要樹木に関する台帳にあつては別記第38号様式によるものとする。

(所有者による登録の提案)

第27条の2 条例第22条の3第1項の規定により景観形成重要建築物の登録の提案を行おうとする者は、別記第39号様式による提案書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該提案の日現在の状況（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる状況）を表示した別表(1)の項及び(2)の項に掲げる図書

ア 登録対象建築物が既に解体されている場合 当該提案の日現在の登録対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の登録対象建築物の状況

イ 保存活用計画（条例第22条の3第2項に規定する保存活用計画をいう。以下同じ。）において、登録対象建築物を他の敷地に新築することとする場合（アの場合を除く。）

当該提案の日現在の当該敷地及び登録対象建築物の状況

(2) 当該建築物が登録対象建築物であることを証する書面

(3) 条例第22条の3第3項の同意を得たことを証する書面

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る登録対象建築物について条例第22条の4の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を記載した書類を別記第39号様式による提案書の副本及びその添付図書を添えて提案者に通知するものとする。

(平成30規則33・追加)

(保存活用計画書の提出)

第27条の3 条例第22条の3第2項の規定による書面の提出は、別記第40号様式による保

存活用計画書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 別表(2)の項から(4)の項までに掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

(平成30規則33・追加)

(登録の通知)

第27条の4 条例第22条の4第3項の規定による通知は、別記第41号様式により、提案書の副本及びその添付図書を添えて提案者に通知するものとする。

(平成30規則33・追加)

(登録の変更の申出等)

第27条の5 条例第22条の5第1項の規定による申出をしようとする者は、別記第42号様式による申出書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の保存活用計画書

(2) 別表に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)

(3) 登録の変更を申出しようとする者、その者以外に景観形成重要建築物が存する敷地について所有権又は借地権を有するものがあるときは、あらかじめ、当該提案の内容(保存活用計画の内容を含む。)について、これらの者の同意を得たことを証する書面

(4) その他市長が必要と認める図書

(平成30規則33・追加)

(登録の変更を要しない軽微な変更)

第27条の6 条例第22条の5第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 景観形成重要建築物の名称の変更

(2) 景観形成重要建築物の所有者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地)の変更

(3) 設計者の変更

(4) 敷地の境界線の変更を伴わない敷地の地名及び地番の変更

(5) その他市長が当該景観形成重要建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更

(平成30規則33・追加)

(登録抹消の通知)

第27条の7 条例第22条の6第2項の規定による通知は、別記第43号様式により行うものとする。

(平成30規則33・追加)

(所有者変更届出)

第27条の8 条例第22条の7第2項の規定による届出は、別記第44号様式により行うものとする。

(平成30規則33・追加)

(現状変更等の許可の申請)

第27条の9 条例第22条の8第1項の許可を受けようとする者は、別記第45号様式による申請書正副2通に、それぞれ別表(2)の項及び(3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は同項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、条例第22条の8第1項の許可をしたときは、別記第46号様式により、同項の許可をしなかったときはその旨を記載した文書により、申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(平成30規則33・追加)

(許可を要しない行為)

第27条の10 条例第22条の8第5項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観形成重要建築物が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するための応急措置としてする行為
- (2) 危険を防止するための応急措置としてする行為
- (3) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としてする行為
- (5) その他市長が当該景観形成重要建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為

(平成30規則33・追加)

(完了確認)

第27条の11 条例第22条の9の規定による届出は、当該許可に係る工事完了後速やかに別

記第47号様式により行うものとする。

(平成30規則33・追加)

(審議会の会長及び副会長)

第28条 条例第25条第1項に規定する新発田市景観審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第29条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の運営事項)

第30条 条例及び前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市景観条例施行規則の規定は、平成

30年7月1日から適用する。

別表（第27条の2、第27条の3、第27条の5、第27条の9関係）

（平成30規則33・追加）

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路、目標となる地物及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第3項に規定する地域地区の境界線
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、提案、申出又は申請（以下「提案等」という。）に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置（工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。）
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の着色立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位

	各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況 屋根、軒裏、外壁、開口部並びに室内の仕上材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果 構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部で生ずる火災に対する安全性の評価結果 建築物の外部で生ずる火災に対する安全性の評価結果 建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要

	建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置
--	------------------------------------

備考

- 1 付近見取図にあつては、縮尺が2,500分の1以上であるものとする。
- 2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、提案等に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別記第1号様式(第3条関係)

景観計画提案書 年 月 日 (あて先)新発田市長 提案者 住所(団体にあつては所在地) 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号 景観法第11条第3項に規定する計画提案を、関係図書を添付して、次のとおり提出します。	
計画提案区域の名称 (地区名)	
計画提案区域の面積	
提案の理由	

第2号様式(第3条関係)

景観計画提案同意書					
					年 月 日
計画提案提出者 住所(団体にあつては所在地) 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名) 様 土地所有者等 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟ 計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地の区域内における、私が権利を有する次の土地について、景観法第11条第3項の規定による計画提案の提出に同意します。					
土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 籍(㎡)	権 利 の 種 類	備 考
			合計地籍		

第3号様式(第4条関係)

景観計画の提案についての通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長 印 年 月 日付けで提出のあった計画提案について、計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしないこととなりましたので、景観法第14条第1項の規定により、次のとおり通知します。	
計画提案区域の名称 (地 区 名)	
景観計画の策定等を し な い 理 由	

第4号様式(第5条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書				年	月	日		
(あて先)新発田市長								
届出者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊦ 電話番号								
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。								
エリア名(区域等名)		①	()□歴史景観重要道路沿い					
		②	()注)②はエリア等が跨る場合に記入					
代理者	住所又は所在地 氏名 事務所 電話番号							
設計者	住所又は所在地 氏名 事務所 電話番号							
施工者	住所又は所在地 氏名 事務所 電話番号							
行為の場所等	行為の場所	新発田市						
	用途地域		防火地域	☐ 準防火地域 ☐ 指定なし				
	その他の地区・区域							
	主要用途		敷地面積	m ²				
行為の概要	建築物 (各建築物の概要を別紙1に記入してください。)	棟—1	用途： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)：					
			【届出に係る部分の建築物の延べ面積： m ² 高さ： m】					
	工作物 (各工作物の概要を別紙2に記入してください。)	工—1	種類： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)：					
			【届出に係る部分の工作物の築造面積： m ² 高さ： m 長さ： m】					
着手予定日		年	月	日	完了予定日	年	月	日
受付	<処理欄>							

注) 太枠内は記入しないでください。

(裏)

行為の場所の概要	土地の区画 形質の変更	土地の面積	㎡		のり面 の処理 及び 擁壁の 仕上げ	
		のり面の高さ	m			
		擁壁等設置	□有 □無			
	附属建築物、 工作物等の 種類 ^{※1} (該当するもの を○で囲んで ください。)	附属建築物	自動車車庫・駐輪場・物置・その他(			

※1：敷地全体で、この届出と併せて、行為の着手をするものの内、届出外となっているもの（表面「行為の概要」及び別紙1、2に該当しないもの（エリアによっても異なります。））について記入をお願いします。

別紙1

建築物の概要(棟―1―)	エ リ ア 名 (区 域 等 名)	① () □ 歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入										
	行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)										
	用 途											
	建 築 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	延 べ 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	高 さ	m		階 数		地上		階、		地下 階		
	構 造	造		屋 根 形 式								
	外観の変更の対象となる面積等	部 位	変更部分の面積				全体の面積					
			m ²				m ²					
			m ²				m ²					
	仕 上 げ ・ 色 彩 (玄関戸・窓枠・ベランダについては、歴史景観重要道路沿いの場合に、色を記入)	部 位	仕上げ(材料・方法)				色彩(マンセル値)					
		外 壁					色相		明度		彩度	
		屋 根					色相		明度		彩度	
		玄 関 戸	□白 □茶 □黒 □他()		窓 枠		□白 □茶 □黒 □他()					
		ベランダ	□白 □茶 □黒 □他()									
アクセント部分の面積(色彩の制限を超える場合に記入)	部 位	方 向		アクセント部分の面積(A)		各面の面積(B)		A/B				
				m ²		m ²		%				
				m ²		m ²		%				
附 属 設 備	エレベーター機械室・屋外階段・ベランダ・エアコン室外機 その他()											

建築物の概要(棟―2―)	エ リ ア 名 (区 域 等 名)	① () □ 歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入										
	行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)										
	用 途											
	建 築 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	延 べ 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	高 さ	m		階 数		地上		階、		地下 階		
	構 造	造		屋 根 形 式								
	外観の変更の対象となる面積等	部 位	変更部分の面積				全体の面積					
			m ²				m ²					
			m ²				m ²					
	仕 上 げ ・ 色 彩 (玄関戸・窓枠・ベランダについては、歴史景観重要道路沿いの場合に、色を記入)	部 位	仕上げ(材料・方法)				色彩(マンセル値)					
		外 壁					色相		明度		彩度	
		屋 根					色相		明度		彩度	
		玄 関 戸	□白 □茶 □黒 □他()		窓 枠		□白 □茶 □黒 □他()					
		ベランダ	□白 □茶 □黒 □他()									
アクセント部分の面積(色彩の制限を超える場合に記入)	部 位	方 向		アクセント部分の面積(A)		各面の面積(B)		A/B				
				m ²		m ²		%				
				m ²		m ²		%				
附 属 設 備	エレベーター機械室・屋外階段・ベランダ・エアコン室外機 その他()											

別紙2

工 作 物 の 概 要 (工―1)	エリア名(区域等名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入				
	行 為 の 種 類	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
	種 類					
	築 造 面 積	届出部分	m ²	(全体	m ²)	
	長 さ	届出部分	m	(全体	m)	
	高 さ	m				
	構 造	造				
	外観の変更の対象 となる面積等	部 位	変更部分の面積		全体の面積	
			m ²		m ²	
			m ²		m ²	
	仕 上 げ ・ 色 彩	部 位	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
					色相	明度 彩度
					色相	明度 彩度
	アクセント部分の 面積(色彩の制限 を超える場合に記 入)	部 位	方 向	アクセント部分の面積(A)	各面の面積(B)	A/B
			m ²	m ²	%	
			m ²	m ²	%	
備 考						

工 作 物 の 概 要 (工―2)	エリア名(区域等名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入				
	行 為 の 種 類	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
	種 類					
	築 造 面 積	届出部分	m ²	(全体	m ²)	
	長 さ	届出部分	m	(全体	m)	
	高 さ	m				
	構 造	造				
	外観の変更の対象 となる面積等	部 位	変更部分の面積		全体の面積	
			m ²		m ²	
			m ²		m ²	
	仕 上 げ ・ 色 彩	部 位	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
					色相	明度 彩度
					色相	明度 彩度
	アクセント部分の 面積(色彩の制限 を超える場合に記 入)	部 位	方 向	アクセント部分の面積(A)	各面の面積(B)	A/B
			m ²	m ²	%	
			m ²	m ²	%	
備 考						

第5号様式(第5条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書			
(あて先)新発田市長			年 月 日
届出者 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号			
景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
代理者	住所又は所在地 氏 名 事 務 所 名 電 話 番 号		
届 出	年 月 日	年 月 日	
行 為 の 場 所	新発田市		
変更する設計又は施行方法	変 更 事 項		
	変更の内容	変 更 前	
		変 更 後	
	変 更 理 由		
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日	変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
受 付	<処理欄>		

注) 太枠内は記入しないでください。

第6号様式(第6条関係)

勸告書	
第 号 年 月 日	
様	
新発田市長 印	
年 月 日付けで届出のあった行為については、新発田市景観計画に定められた制限に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう、次のとおり勸告します。	
行 為 の 場 所	新発田市
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日 ～ 完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類	
勸 告 事 項	

第7号様式(第6条関係)

変更等命令書	
第 号 年 月 日	
様	
新発田市長 印	
年 月 日付けで届出のあった行為については、新発田市景観計画に定められた制限に適合しないと認めたので、景観法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を講じるよう、次のとおり命じます。	
行 為 の 場 所	新発田市
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日 ～ 完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類	
命 令 事 項	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として(訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式(第6条関係)

原状回復命令書 第 号 年 月 日 様 新発田市長 印 景観法第17条第5項の規定により、良好な景観の形成のための行為の制限に適合するよう、建築物又は工作物の原状回復を、次のとおり命じます。	
行 為 の 場 所	新発田市
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日 ～ 完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類	
命 令 事 項	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として(訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式(第7条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の通知書			
			年 月 日
(あて先)新発田市長			
通知者 (所在地) (担当部署) (担当者名) 電話番号			印
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり通知します。			
エリア名(区域等名)	①	()	□歴史景観重要道路沿い
	②	()	注)②はエリア等が跨る場合に記入
代理者	住所又は所在地 氏名 事務所名 電話番号		
設計者	住所又は所在地 氏名 事務所名 電話番号		
施工者	住所又は所在地 氏名 事務所名 電話番号		
行為の場所等	行為の場所	新発田市	
	用途地域		防火地域 □準防火地域 □指定なし
	その他の地区・区域		
	主要用途		敷地面積 m ²
行為の概要	建築物 (各建築物の概要を別紙1に記入してください。)	棟—1	用途： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)： 【届出に係る部分の建築物の延べ面積： m ² 高さ： m】
		棟—2	用途： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)： 【届出に係る部分の建築物の延べ面積： m ² 高さ： m】
	工作物 (各工作物の概要を別紙2に記入してください。)	工—1	種類： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)： 【届出に係る部分の工作物の築造面積： m ² 高さ： m 長さ： m】
		工—2	種類： 行為の種類(内容)： エリア名(上記欄No)： 【届出に係る部分の工作物の築造面積： m ² 高さ： m 長さ： m】
着手予定日		年 月 日	完了予定日 年 月 日
受付		<処理欄>	

注) 太枠内は記入しないでください。

(裏)

行為の場所の概要	土地の区画 形質の変更	土地の面積	㎡	のり面の処理 及び 擁壁の 仕上げ	
		のり面の高さ	m		
		擁壁等設置	☐ 有 ☐ 無		
	附属建築物、 工作物等の 種類 ^{※1} (該当するものを○で囲んでください。)	附属建築物	自動車車庫・駐輪場・物置・その他(		

※1:敷地全体で、この届出と併せて、行為の着手をするものの内、届出外となっているもの(表面「行為の概要」及び別紙1、2に該当しないもの(エリアによっても異なります。))について記入をお願いします。

別紙1

建築物の概要(棟―1―)	エ リ ア 名 (区 域 等 名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入										
	行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)										
	用 途											
	建 築 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	延 べ 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	高 さ	m		階 数		地上		階、地下		階		
	構 造	造		屋 根 形 式								
	外観の変更の対象となる面積等	部 位	変更部分の面積				全体の面積					
			m ²				m ²					
			m ²				m ²					
	仕 上 げ ・ 色 彩 (玄関戸・窓枠・ベランダについては、歴史景観重要道路沿いの場合に、色を記入)	部 位	仕上げ(材料・方法)				色彩(マンセル値)					
		外 壁					色相		明度		彩度	
		屋 根					色相		明度		彩度	
		玄 関 戸	□白 □茶 □黒 □他()		窓 枠		□白 □茶 □黒 □他()					
ベランダ		□白 □茶 □黒 □他()										
アクセント部分の面積(色彩の制限を超える場合に記入)	部 位	方 向		アクセント部分の面積(A)		各面の面積(B)		A/B				
				m ²		m ²		%				
				m ²		m ²		%				
附 属 設 備	エレベーター機械室・屋外階段・ベランダ・エアコン室外機 その他()											

建築物の概要(棟―2―)	エ リ ア 名 (区 域 等 名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入										
	行 為 の 種 類	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)										
	用 途											
	建 築 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	延 べ 面 積	届出部分		m ²		(全体		m ²)				
	高 さ	m		階 数		地上		階、地下		階		
	構 造	造		屋 根 形 式								
	外観の変更の対象となる面積等	部 位	変更部分の面積				全体の面積					
			m ²				m ²					
			m ²				m ²					
	仕 上 げ ・ 色 彩 (玄関戸・窓枠・ベランダについては、歴史景観重要道路沿いの場合に、色を記入)	部 位	仕上げ(材料・方法)				色彩(マンセル値)					
		外 壁					色相		明度		彩度	
		屋 根					色相		明度		彩度	
		玄 関 戸	□白 □茶 □黒 □他()		窓 枠		□白 □茶 □黒 □他()					
ベランダ		□白 □茶 □黒 □他()										
アクセント部分の面積(色彩の制限を超える場合に記入)	部 位	方 向		アクセント部分の面積(A)		各面の面積(B)		A/B				
				m ²		m ²		%				
				m ²		m ²		%				
附 属 設 備	エレベーター機械室・屋外階段・ベランダ・エアコン室外機 その他()											

別紙2

工 作 物 の 概 要 (工―1)	エリア名(区域等名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入				
	行 為 の 種 類	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
	種 類					
	築 造 面 積	届出部分	m ²	(全体 m ²)		
	長 さ	届出部分	m	(全体 m)		
	高 さ	m				
	構 造	造				
	外観の変更の対象 となる面積等	部 位	変更部分の面積		全体の面積	
			m ²		m ²	
			m ²		m ²	
	仕 上 げ ・ 色 彩	部 位	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
					色相	明度 彩度
					色相	明度 彩度
	アクセント部分の 面積(色彩の制限 を超える場合に記 入)	部 位	方 向	アクセント部分の面積(A)	各面の面積(B)	A/B
			m ²	m ²	%	
			m ²	m ²	%	
備 考						

工 作 物 の 概 要 (工―2)	エリア名(区域等名)	① () □歴史景観重要道路沿い ② () 注)②はエリア等が跨る場合に記入				
	行 為 の 種 類	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)				
	種 類					
	築 造 面 積	届出部分	m ²	(全体 m ²)		
	長 さ	届出部分	m	(全体 m)		
	高 さ	m				
	構 造	造				
	外観の変更の対象 となる面積等	部 位	変更部分の面積		全体の面積	
			m ²		m ²	
			m ²		m ²	
	仕 上 げ ・ 色 彩	部 位	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
					色相	明度 彩度
					色相	明度 彩度
	アクセント部分の 面積(色彩の制限 を超える場合に記 入)	部 位	方 向	アクセント部分の面積(A)	各面の面積(B)	A/B
			m ²	m ²	%	
			m ²	m ²	%	
備 考						

第10号様式(第8条関係)

変更命令等の期限の延長についての通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項に規定する期限を延長するので、次のとおり通知します。	
行 為 の 場 所	新発田市
延 長 前 の 期 限	年 月 日(届出年月日から30日)
延 長 後 の 期 限	年 月 日(届出年月日から 日)
期 限 延 長 の 理 由	

第11号様式(第9条関係)

変更命令等に伴う実施状況報告書 年 月 日 (あて先)新発田市長 届出者 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号 年 月 日付け 第 号で変更命令等のあつた事項について、景観法第17条第7項の規定により、実施状況を次のとおり報告します。	
行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
変 更 命 令 等 の 内 容	
措 置 の 実 施 状 況	
※備考	※受付欄

※印欄は、記入しないでください。

第12号様式(第10条関係)

(表)

身分証明書	
第	号
所属部課	
職 氏名	
年 月 日生	
上記の者は、景観法第17条第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日交付	
年 月 日まで有効	
新発田市長	印

5センチメートル以上

8センチメートル以上

(裏)

景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

第2項から第6項まで (省略)

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第13号様式(第11条関係)

行為の着手を制限する期間の短縮についての通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  年 月 日付けで届出のあった行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認め、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手を制限する期間を短縮するので、次のとおり通知します。	
行 為 の 場 所	新発田市
行 為 の 種 類	
短 縮 前 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
短 縮 後 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

第14号様式(第12条関係)

景観重要建造物指定提案書 年 月 日 (あて先)新発田市長 提案者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印 電話番号 景観法第20条 第1項 第2項 の規定により、景観重要建造物の指定について、関係図書を添付して、次のとおり提案します。	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	新発田市
外 観 の 特 徴	
提 案 理 由	

第15号様式(第12条関係)

景観重要建造物指定提案 合意 同意 書 年 月 日				
提案提出者 住 所(法人にあつては所在地) 氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 様 建物所有者 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 氏 私が所有する次の建造物について、景観法第20条 第1項 第2項 の規定による景観重要建造 物の指定の提案を提出することに 合意 します。 同意				
建 造 物				
建造物の所在	家 屋 番 号	種 類	床 面 積(m ²)	備 考
土 地				
土地の所在	地 番	地 目	地 積 (m ²)	備 考

第16号様式(第13条関係)

景観重要建造物の指定の提案についての通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物の指定の提案について、景観重要建造物に指定しないこととなりましたので、景観法第20条第3項の規定により通知します。	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	新発田市
景観重要建造物に 指 定 し な い 理 由	

第17号様式(第14条関係)

景観重要建造物指定通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  次のとおり景観重要建造物に指定したので、景観法第21条第1項の規定により通知します。	
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	新発田市
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあっては所 在地並びに名称及び 代 表 者 の 氏 名)	
指定の理由となった 外 観 の 特 徴	
土 地 そ の 他 の 物 件 の 範 囲	

第18号様式(第14条関係)

景観重要建造物		20センチメートル以上
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号	
建造物の名称		
指 定 年 月 日	年 月 日	
この建造物は、景観法により指定された景観重要建造物です。		
 新発田市		
25センチメートル以上		

第19号様式(第15条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書			
			年 月 日
(あて先)新発田市長			
申請者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号			
景観重要建造物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。			
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
建 造 物 の 名 称			
建 造 物 の 所 在 地	新発田市		
建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)			
行為の種類(該当するものを○で囲んでください。)	増築・改築・移転・除却 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
行為の場所			
現状変更の内容及び理由			
設計又は施行方法			
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日
設計者	住 所		
	事 務 所 名		
	担 当 者 名	電話番号	
施工者	住 所		
	氏 名	電話番号	

第20号様式(第15条関係)

景観重要建造物現状変更許可書 第 号 年 月 日 様 新発田市長 印 年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、別紙のとおり許可します。なお、許可の条件は、次のとおりとします。	
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号
許 可 の 条 件	

第21号様式(第15条関係)

景観重要建造物現状変更不許可通知書	
第 号 年 月 日	
様	
新発田市市長 印	
年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、下記の理由により不許可とします。	
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号
不 許 可 の 理 由	
教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として(訴訟において新発田市を代表する者は新発田市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

第22号様式(第16条関係)

景観重要建築物現状変更協議書			
			年 月 日
(あて先)新発田市長			
			協議者 (担当部署) (担当者名) 電話番号
			印
景観重要建築物の現状変更を行いたいので、景観法第22条第4項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議します。			
指 定 番 号	新発田市景観重要建築物 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
建 造 物 の 名 称			
建 造 物 の 所 在 地	新発田市		
行 為 の 種 類 (該当するものを ○で囲んでください。)	増築・改築・移転・除却 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)		
行 為 の 場 所			
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由			
設 計 又 は 施 行 方 法			
行 為 着 手 予 定 日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日
設 計 者	住 所		
	事 務 所 名		
	担 当 者 名	電話番号	
施 工 者	住 所		
	氏 名	電話番号	

第23号様式(第17条関係)

景観重要建造物 滅失 届出書 き損 年 月 日 (あて先)新発田市長 届出者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊤ 電話番号 景観重要建造物を 滅失 しましたので、新発田市景観条例第16条の規定により、関 き損 係図書を添付して、次のとおり届け出ます。	
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	新発田市
建造物の所有者の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあっては所 在地並びに名称及び 代 表 者 の 氏 名)	
届 出 の 区 分 (該当するものを○ で囲んでください。)	滅失 ・ き損
事 実 発 生 の 時 期	年 月 日
事 実 発 生 の 事 由	

第24号様式(第18条関係)

景観重要建造物指定解除通知書	
第 号 年 月 日	
様	
新発田市長 	
次の景観重要建造物の指定を解除しますので、景観法第27条第3項の規定により通知します。	
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	新発田市
建造物の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
指 定 解 除 の 理 由	

第25号様式(第19条関係)

景観重要樹木指定提案書 年 月 日 (あて先)新発田市長 提案者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊤ 電話番号 景観法第29条 第1項 第2項 の規定により、景観重要樹木の指定について、関係図書を添付 して、次のとおり提案します。	
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新発田市
樹 容 の 特 徴	
提 案 理 由	

第26号様式(第19条関係)

景観重要樹木指定提案 合意 書 同意		
年 月 日		
提案提出者 住 所(法人にあっては所在地) 氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 様		
樹木所有者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ⑪		
私が所有する次の樹木について、景観法第29条 第1項 第2項 の規定による景観重要樹木の		
指定の提案を提出することに 合意 します。 同意		
樹 木		
樹 種	提 案 する 樹 木 が 存 する 土 地 の 所 在 及 び 地 番	備 考

第27号様式(第20条関係)

景観重要樹木の指定の提案についての通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長 印 年 月 日付けで提出のあった景観重要樹木の指定の提案について、景観重要樹木に指定しないこととなりましたので、景観法第29条第3項の規定により通知します。	
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新発田市
景観重要樹木に指定 し ない 理 由	

第28号様式(第21条関係)

景観重要樹木指定通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長 印 次のとおり景観重要樹木に指定したので、景観法第30条第1項の規定により通知します。	
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新発田市
樹 木 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあっては所 在地並びに名称及び 代 表 者 の 氏 名)	
指定の理由となった 樹 容 の 特 徴	

第29号様式(第21条関係)

景観重要樹木			
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第		号
樹木の樹種			
指定年月日	年	月	日
この樹木は、景観法により指定された景観重要樹木です。			
 新発田市			

20センチメートル以上

10センチメートル以上

第30号様式(第22条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書			
			年 月 日
(あて先)新発田市長			
申請者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊞ 電話番号			
景観重要樹木の現状変更を行いたいので、景観法第31条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり申請します。			
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
樹 木 の 樹 種			
樹 木 の 所 在 地	新発田市		
樹木の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)			
行為の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	伐採 ・ 移植		
行 為 の 場 所			
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由			
施 行 方 法			
行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日
施 工 者	住 所		
	氏 名		
	担 当 者 名	電話番号	

第31号様式(第22条関係)

景観重要樹木現状変更許可書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、別紙のとおり許可します。なお、許可の条件は、次のとおりとします。	
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号
許 可 の 条 件	

第32号様式(第22条関係)

景観重要樹木現状変更不許可通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、下記の理由により不許可とします。	
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号
不 許 可 の 理 由	
教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として(訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

第33号様式(第23条関係)

景観重要樹木現状変更協議書			
年 月 日			
(あて先)新発田市長			
協議者 (担当部署) (担当者名) 電話番号			
景観重要樹木の現状変更を行いたいので、景観法第31条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり協議します。			
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
樹 木 の 樹 種			
樹 木 の 所 在 地	新発田市		
行 為 の 種 類 (該当するものを○ で囲んでください。)	伐採 ・ 移植		
現 状 変 更 の 内 容 及 び 理 由			
施 行 方 法			
行 為 着 手 予 定 日	年 月 日	行 為 完 了 予 定 日	年 月 日
施 工 者	住 所		
	氏 名		
	担 当 者 名		電 話 番 号

第34号様式(第24条関係)

景観重要樹木 滅失 枯死 届出書 き損 年 月 日 (あて先)新発田市長 届出者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号 景観重要樹木が 滅失 枯死 しましたので、新発田市景観条例第21条の規定により、関係 き損 図書を添付して、次のとおり届け出ます。	
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新発田市
樹木の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
届 出 の 区 分 (該当するものを○で囲んでください。)	滅失 ・ 枯死 ・ き損
事実発生の時期	年 月 日
事実発生の原因	

第35号様式(第25条関係)

景観重要樹木指定解除通知書 第 号 年 月 日 様 新発田市長  次の景観重要樹木の指定を解除しますので、景観法第35条第3項の規定により通知します。	
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	新発田市
樹木の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
指 定 解 除 の 理 由	

第36号様式(第26条関係)

景観重要 建造物 樹 木 所有者変更届出書 年 月 日 (あて先)新発田市長 届出者 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号 景観重要 建造物 樹 木 の所有者が変わりましたので、景観法第43条の規定により、関係 図書を添付して、次のとおり届け出ます。	
指 定 番 号	新発田市景観重要 建造物 樹 木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地	新発田市
所 有 者	住 所 (法人にあつて は所在地)
	氏 名 (法人にあつて は名称及び代表 者の氏名)
	住 所 (法人にあつて は所在地)
	氏 名 (法人にあつて は名称及び代表 者の氏名)
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第37号様式(第27条関係)

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	新発田市景観重要建造物 第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
建 造 物 の 名 称			
建造物の所在地	新発田市		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあって は所在地並びに 名称及び代表者 の氏名)			
建 造 物 の 外 観 の 特 徴			
公共の場所から撮影した写真(景観重要建造物及びこれと一体となって良好な景観を形成している状況を含む。)			
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲を図示する図面			有・無
当該建造物に関する行政手続の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
指定の解除年月日	年 月 日		
指定の解除の事由			

第38号様式(第27条関係)

景観重要樹木管理台帳			
指 定 番 号	新発田市景観重要樹木第 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
樹 木 の 樹 種			
樹 木 の 所 在 地	新発田市		
樹木の所有者の 住 所 及 び 氏 名 (法人にあっては 所在地並びに名称 及び代表者の氏名)			
樹 容 の 特 徴			
公共の場所から撮影した写真			
位置図			有・無
当該樹木に関する行政手続の履歴			
年 月 日	文 書 番 号	手 続 の 種 類	手 続 の 概 要
指定の解除年月日	年 月 日		
指定の解除の事由			

第39号様式(第27条の2関係)

登録提案書 年 月 日 (あて先) 新発田市長 提案者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号 新発田市景観条例第22条の3第1項の規定により、次の建築物を景観形成重要建築物として登録することを提案します。	
登録対象建築物 の 名 称	
敷 地 の 位 置	新発田市
敷地の所有権を 有 する 者	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
敷地の借地権を 有 する 者	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
※ 受 付 欄	※備 考

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 「敷地」とは、保存活用計画において、登録対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。

3 敷地の所有権を有する者の欄又は敷地の借地権を有する者の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第40号様式(第27条の3関係)

保存活用計画書					
登録対象建築物の名称					
登録対象建築物の所有者の住所及び氏名		住所(法人にあつては所在地)			
		氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
		電話番号			
敷地の位置					
敷地に関する事項	景観エリア名 (区域等名)	()			
	用途地域				
	防火地域				
	その他の地域地区				
	指定建蔽率	%	指定容積率	%	
	敷地面積	m ²	建築物の数	棟	
	前面道路	幅員 m	接道長 m		
建築物に関する事項	主要用途				
	工事種別				
	工事の具体的な内容				
	建築面積	登録対象建築物	その他の建築物	合計	
		m ²	m ²	m ²	
		建蔽率 %			
	延べ面積	登録対象建築物	その他の建築物	合計	
		m ²	m ²	m ²	
		容積率 %			
	建築物の棟数	登録対象建築物	その他の建築物	合計	
		棟	棟	棟	
	建築物の高さ等			登録対象建築物	その他の建築物
		最高の高さ		m	m

		最 高 の 軒 の 高 さ	m	m
		階 数	地 上	
			地 下	
		構 造	造	造
安全性に関する事項	構 造 上 の 安 全 性			
	防 火 上 の 安 全 性			
維持管理に関する事項	調 査 の 項 目 及 び 概 要			
	報 告 の 方 法 及 び 時 期			
敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項				
設 計 者	住所			
	氏名	資格		
	電話番号	登録第	級建築士	号
	建築士事務所名	登録		
	電話番号	級建築士事務所	知事登録第	号

注 1 建築物の所有者の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

- 2 「敷地」とは、保存活用計画において、登録対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。
- 3 指定建蔽率の欄は、建築基準法第 5 3 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率を記入し、指定容積率の欄は、建築基準法第 5 2 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率を記入してください。
- 4 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 5 工事の具体的な内容の欄、安全性に関する事項の欄、維持管理に関する事項の欄及び敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項の欄は、できるだけ具体的に記入してください。この場合において、これらの欄に記入することができないときは、別紙に記入してください。

第 4 1 号様式(第 2 7 条の 4 関係)

景観形成重要建築物の登録通知書 年 月 日 様 新発田市長 印 下記による { 登録提案書 登録変更申出書 } 及び添付図書に記載の計画について、新発田市景観 条例 { 第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する登録 第 2 2 条の 5 第 2 項に規定する変更登録 } をしたので、同条例第 2 2 条の 4 第 3 項 の規定（第 2 2 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）により通知します。 記	
景観形成重要建築物の名称	
敷 地 の 位 置	
登録年月日及び登録番号	
変更登録年月日及び登録番号	
提 案 又 は 申 出 年 月 日	
建築物又はその部分の概要	

注 この通知書は、大切に保管してください。

第42号様式(第27条の5関係)

登録変更申出書 年 月 日 (あて先) 新発田市長 申出者 住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印 電話番号 新発田市景観条例第22条の5第1項の規定により、景観形成重要建築物に係る登録の変更を次のとおり申し出ます。	
景観形成重要建築物の名称	
登録年月日及び登録番号	
敷地の位置	新発田市
敷地の所有権を有する者	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
敷地の借地権を有する者	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
	氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
	住所(法人にあっては所在地)
※受付印	※備考

注1 ※印欄は、記入しないでください。

- 2 「敷地」とは、変更後の保存活用計画において、景観形成重要建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地をいいます。
- 3 敷地の所有権を有する者の欄又は敷地の借地権を有する者の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

第43号様式(第27条の7関係)

景観形成重要建築物の登録抹消通知書

年 月 日

様

新発田市長



新発田市景観条例第22条の6第2項の規定により、景観形成重要建築物の登録を抹消したので通知します。

1 敷地の位置 新発田市

2 景観形成重要建築物の名称

3 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

4 登録抹消年月日 年 月 日

第44号様式(第27条の8関係)

所 有 者 変 更 届 出 書 年 月 日 (あて先) 新発田市長 届出者 住所(法人にあつては所在地) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) ⑩ 電話番号 新発田市景観条例第22条の7第2項の規定により届け出ます。	
景観形成重要建築物の名称	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
敷 地 の 位 置	新発田市
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前 の 所 有 者	住所(法人にあつては所在地)
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
変 更 後 の 所 有 者	住所(法人にあつては所在地)
	氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
	電話番号
変 更 の 理 由	

注 変更の理由の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

第 4 5 号様式(第 2 7 条の 9 関係)

景観形成重要建築物の現状変更等許可申請書											
年 月 日											
(あて先) 新発田市長											
申請者 住所 (法人にあっては所在地)											
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)											
印											
電話番号											
次のとおり現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行いたいので、新発田市景観条例第 2 2 条の 8 第 1 項の規定により、関係図書を添えて申請します。											
景観形成重要建築物の名称											
登録年月日及び登録番号											
年 月 日 第 号											
所 有 者											
住所 (法人にあっては所在地)											
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)											
電話番号											
敷 地 の 位 置											
新発田市											
敷 地 面 積											
㎡											
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の概要											
建築物に関する事項	用 途										
	最 高 の 高 さ		m		最高の軒の高さ		m				
	建 築 面 積		㎡		建 蔽 率		%				
	延 べ 面 積		㎡		容 積 率		%				
	構 造										
	階 別		階		階		階		合 計		
	延べ面積	申 請 部 分		㎡		㎡		㎡		㎡	
		申請以外の部分		㎡		㎡		㎡		㎡	
		計		㎡		㎡		㎡		㎡	

設 計 者	住所	
	氏名	資格
	電話番号	登録第 号 建築士
	建築士事務所名	登録 建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所	
	氏名	資格
	電話番号	登録第 号 建築士
	建築士事務所名	登録 建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	☐ 国土交通大臣 ☐ 知事 許可 () 第 号	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
※受 付 欄	※許可年月日及び番号欄	※備 考
	年 月 日	
	第 号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 ※のある欄は、記入しないでください。

3 所有者の欄に全員を記入することができないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

4 工事監理者の欄及び工事施工者の欄は、工事監理者及び工事施工者が未定である場合は、記入する必要はありません。

第 4 6 号様式(第 2 7 条の 9 関係)

景観形成重要建築物の現状変更等許可通知書 年 月 日 様 新発田市長 印 下記のとおり、新発田市景観条例第 2 2 条の 8 第 1 項の規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を許可しますので通知します。	
景観形成重要建築物の名称	
登 録 年 月 日	年 月 日
景観形成重要建築物の登録番号	第 号
敷 地 の 位 置	
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の内容	
※許可の条件	

第 4 7 号様式(第 2 7 条の 1 1 関係)

景観形成重要建築物の現状変更等完了届出書

年 月 日

(あて先) 新発田市長

届出者 住所(法人にあつては所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

下記のとおりの現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を完了したので、新発田市景観条例第 2 2 条の 9 第 1 項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。

景観形成重要建築物 の 名 称	
登 録 年 月 日	年 月 日
景観形成重要建築物 の 登 録 番 号	第 号
敷 地 の 位 置	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
完 了 年 月 日	年 月 日

注 1 この申請書は、届出者本人又はその代理人が記入すること。
2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
3 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行った箇所の写真及び撮影箇所図を添付すること。

別記第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第6条関係）

（平成28規則16・一部改正）

第8号様式（第6条関係）

（平成28規則16・一部改正）

第9号様式（第7条関係）

第10号様式（第8条関係）

第11号様式（第9条関係）

第12号様式（第10条関係）

第13号様式（第11条関係）

第14号様式（第12条関係）

第15号様式（第12条関係）

第16号様式（第13条関係）

第17号様式（第14条関係）

第18号様式（第14条関係）

第19号様式（第15条関係）

第20号様式（第15条関係）

第21号様式（第15条関係）

（平成28規則16・一部改正）

第22号様式（第16条関係）

第23号様式（第17条関係）

第24号様式（第18条関係）

第25号様式（第19条関係）

第26号様式（第19条関係）

第27号様式（第20条関係）

第28号様式（第21条関係）

第29号様式（第21条関係）

第30号様式（第22条関係）

第31号様式（第22条関係）

第32号様式（第22条関係）

（平成28規則16・一部改正）

第33号様式（第23条関係）

第34号様式（第24条関係）

第35号様式（第25条関係）

第36号様式（第26条関係）

第37号様式（第27条関係）

第38号様式（第27条関係）

第39号様式（第27条の2 関係）

（平成30規則33・追加）

第40号様式（第27条の3 関係）

（平成30規則33・追加）

第41号様式（第27条の4 関係）

（平成30規則33・追加）

第42号様式（第27条の5 関係）

（平成30規則33・追加）

第43号様式（第27条の7 関係）

（平成30規則33・追加）

第44号様式（第27条の8 関係）

（平成30規則33・追加）

第45号様式（第27条の9 関係）

（平成30規則33・追加）

第46号様式（第27条の9 関係）

（平成30規則33・追加）

第47号様式（第27条の11関係）

（平成30規則33・追加）